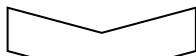


地域福祉活動助成事業 手続きのながれ

名張市社会福祉協議会

2月



3月

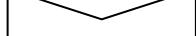


●名張市ボランティアセンター登録更新手続き（4月期日まで）

助成案内

社協ホームページ等にて、申込受付案内を掲載。申込用紙はホームページ、社協窓口、福祉まちづくりセンター窓口にてお渡しします。

4月



助成申込

受付期間
4月期日
まで

社協窓口または福祉まちづくりセンター窓口へ提出ください。

■申請時 提出書類■

①申込書（様式第1号）

※団体名義の預金口座を振込先に指定できない場合、協働団体の同意を得て協働団体名義の預金口座を振込先に指定できます。

②事業計画書（様式第2号）※代用可

③収支予算書（様式第3号）※代用可

・備品購入見積書・カタログ
(福祉活動備品助成事業のみ)

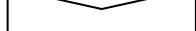
5月



審査・決定

各審査機関で審査を行い、助成可否ならびに助成額を決定します。

6月



承認通知書送付

助成申請団体へ、承認（不承認）通知書を送付します。

助成金振込（6月末）

団体名義の指定口座へ振り込みます。

7月



8月



9月



10月



●共同募金運動



助成対象団体とともに、次年度につながる共同募金運動を展開

共同募金は、募金実績により翌年度の配分金額が決まります。また、本助成事業の財源の中で、助成対象団体とともに取り組める募金活動です。

共同募金運動を通じて、財源の確保はもとより、募金者である市民と配分を受けている活動団体とのつながりづくりの場となるよう展開します。

11月



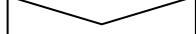
12月



1月



2月



決定事項の変更

助成金の返還

実績報告

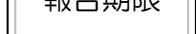
報告期限
翌年
4月期日
まで

事業完了後1か月以内に社協窓口または福祉まちづくりセンター窓口へ提出ください。（土日祝は福祉まちづくりセンター窓口へ提出ください。）

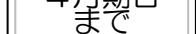
3月



4月



5月



事業報告精査

各審査機関で報告内容を精査します。

※助成対象外となった場合のみ、通知します。

■報告時 提出書類■

⑧完了報告書（様式第8号）

⑨事業報告書（様式第9号）※代用可

⑩収支精算書（様式第10号）※代用可

⑪市民への「ありがとうメッセージ」（様式第11号）

・事業の周知物（チラシ等）、活動の様子がわかる写真

★地域見守り配食事業、ひとり暮らし高齢者のつどい事業の実績に基づく精算は、⑧完了報告書の提出をもって受付します。